



2026年10月5日

各 位

会 社 名 ノイルイミューン・バイオテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 玉田 耕治
(コード番号：4893 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役管理部長兼 CFO 永井 寛子
ir@noile-immune.com

第三者割当によるノイルイミューン・バイオテック株式会社第14回新株予約権
(行使価額修正条項付) の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年9月18日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会において決議されました、ノイルイミューン・バイオテック株式会社第14回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に関し、本日、発行価額の総額（1,400,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本件の詳細につきましては、2026年9月18日公表の「第三者割当によるノイルイミューン・バイオテック株式会社第14回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

募集の概要

(1) 割 当 日	2026年10月5日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	100,000個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき14円（総額1,400,000円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：10,000,000株（新株予約権 1 個につき100株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は81円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,349,400,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 136円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の95％に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	岡三証券株式会社（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 行 使 期 間	上記「(1) 割当日」欄記載の割当日の翌銀行営業日（当日を含みます。）から2028年10月5日まで

(9) その他	当社は、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、割当先との間で下記の内容を含む第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。 ① 当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること ② 当社は、本新株予約権が残存する限り、割当先の事前の書面による同意を得ることなく、本第三者割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこと（ロックアップ） ③ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議に基づく承認が必要であること
---------	--

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

以 上